

第34号議案

一宮市木曾川文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を  
改正する規則の制定について

一宮市木曾川文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について、  
別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成28年5月25日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市木曾川文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正す  
る規則を制定するため、本案を提出します。

一宮市教委規則第 号

一宮市木曾川文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
 一宮市木曾川文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成27年一宮市教委規則  
 第6号）の一部を次のように改正する。

別表ピアノ（調律除く）の項中「ピアノ」の次に「・ヤマハCF6」を加え、同項の次に次のように加える。

|                       |    |       |       |       |       |       |       |
|-----------------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ピアノ・ヤマハCF6X<br>（調律除く） | 1台 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 3,000 | 3,000 | 4,500 |
| ピアノ・ヤマハCF2X<br>（調律除く） | 1台 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 2,000 | 2,000 | 3,000 |

別表可動式音響装置の項の次に次のように加える。

|                  |    |     |     |     |     |     |       |
|------------------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 録音・再生機器          | 1台 | 400 | 400 | 400 | 800 | 800 | 1,200 |
| ワイヤレスマイクロフ<br>オン | 1本 | 400 | 400 | 400 | 800 | 800 | 1,200 |
| マイクロフォン          | 1本 | 400 | 400 | 400 | 800 | 800 | 1,200 |

別表ピンスポットライトの項の次に次のように加える。

|         |    |     |     |     |     |     |     |
|---------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| スポットライト | 1台 | 100 | 100 | 100 | 200 | 200 | 300 |
|---------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|

別表展示用パネルの項の次に次のように加える。

|         |    |     |     |     |     |     |     |
|---------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| ホワイトボード | 1台 | 150 | 150 | 150 | 300 | 300 | 450 |
|---------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|

別表金屏風の項の次に次のように加える。

|       |    |     |     |     |       |       |       |
|-------|----|-----|-----|-----|-------|-------|-------|
| 平台    | 1枚 | 100 | 100 | 100 | 200   | 200   | 300   |
| 簡易反響板 | 1式 | 500 | 500 | 500 | 1,000 | 1,000 | 1,500 |

別表指揮台の項の次に次のように加える。

|         |    |     |     |     |     |     |     |
|---------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 指揮者用譜面台 | 1台 | 100 | 100 | 100 | 200 | 200 | 300 |
|---------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|

別表花台の項の次に次のように加える。

|    |    |     |     |     |     |     |     |
|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 長机 | 1卓 | 100 | 100 | 100 | 200 | 200 | 300 |
| 椅子 | 1脚 | 20  | 20  | 20  | 40  | 40  | 60  |

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

一宮市木曾川文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成27年一宮市教育委員会規則第6号）新旧対照表

| 現行   | 改正案  |
|--|--|
| 別表（第10条関係）<br><br>（単位 円）<br><br>【別記1 参照】<br>備考 略 | 別表（第10条関係）<br><br>（単位 円）<br><br>【別記1 参照】<br>備考 略 |

【別記1】

現行

| 附属設備          | 単位 | 使用料 |    |    |       |       |    |
|---------------|----|-----|----|----|-------|-------|----|
|               |    | 午前  | 午後 | 夜間 | 午前・午後 | 午後・夜間 | 全日 |
| 略             |    |     |    |    |       |       |    |
| ピアノ<br>(調律除く) | 略  |     |    |    |       |       |    |
| 略             |    |     |    |    |       |       |    |
| 可動式音響装置       | 略  |     |    |    |       |       |    |
| 略             |    |     |    |    |       |       |    |
| ピンスポットライト     | 略  |     |    |    |       |       |    |
| 略             |    |     |    |    |       |       |    |
| 展示用パネル        | 略  |     |    |    |       |       |    |
| 金屏風           | 略  |     |    |    |       |       |    |
| 指揮台           | 略  |     |    |    |       |       |    |
| 略             |    |     |    |    |       |       |    |
| 花台            | 略  |     |    |    |       |       |    |
| 略             |    |     |    |    |       |       |    |

改正案

| 附属設備                 | 単位 | 使用料   |       |       |       |       |       |
|----------------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                      |    | 午前    | 午後    | 夜間    | 午前・午後 | 午後・夜間 | 全日    |
| 略                    |    |       |       |       |       |       |       |
| ピアノ・ヤマハCF6<br>(調律除く) | 略  |       |       |       |       |       |       |
| ピアノ・ヤマハC6X<br>(調律除く) | 1台 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 3,000 | 3,000 | 4,500 |
| ピアノ・ヤマハC2X<br>(調律除く) | 1台 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 2,000 | 2,000 | 3,000 |
| 略                    |    |       |       |       |       |       |       |
| 可動式音響装置              | 略  |       |       |       |       |       |       |
| 録音・再生機器              | 1台 | 400   | 400   | 400   | 800   | 800   | 1,200 |
| ワイヤレスマイクロフォン         | 1本 | 400   | 400   | 400   | 800   | 800   | 1,200 |
| マイクロフォン              | 1本 | 400   | 400   | 400   | 800   | 800   | 1,200 |
| 略                    |    |       |       |       |       |       |       |
| ピンスポットライト            | 略  |       |       |       |       |       |       |
| スポットライト              | 1台 | 100   | 100   | 100   | 200   | 200   | 300   |
| 略                    |    |       |       |       |       |       |       |
| 展示用パネル               | 略  |       |       |       |       |       |       |
| ホワイトボード              | 1台 | 150   | 150   | 150   | 300   | 300   | 450   |
| 金屏風                  | 略  |       |       |       |       |       |       |
| 平台                   | 1枚 | 100   | 100   | 100   | 200   | 200   | 300   |
| 簡易反響板                | 1式 | 500   | 500   | 500   | 1,000 | 1,000 | 1,500 |
| 指揮台                  | 略  |       |       |       |       |       |       |
| 指揮者用譜面台              | 1台 | 100   | 100   | 100   | 200   | 200   | 300   |
| 略                    |    |       |       |       |       |       |       |
| 花台                   | 略  |       |       |       |       |       |       |
| 長机                   | 1卓 | 100   | 100   | 100   | 200   | 200   | 300   |

|    |    |    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 椅子 | 1脚 | 20 | 20 | 20 | 40 | 40 | 60 |
| 略  |    |    |    |    |    |    |    |

一宮市学校教育推進会議委員の委嘱について

一宮市学校教育推進会議委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成28年5月25日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市における教育のあり方についての提言を受けるため、一宮市学校教育推進会議設置要綱第3条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市学校教育推進会議委員 委嘱候補者

| 委員氏名             | 備考                                  | 新任<br>再任 |
|------------------|-------------------------------------|----------|
| いまがわみねこ<br>今川峰子  | 学識経験者<br>(大学教授)                     | 再        |
| しみずひろし<br>志水 廣   | 学識経験者<br>(大学名誉教授)                   | 再        |
| こばしのりゆき<br>小林 敬幸 | 学識経験者<br>(大学准教授)                    | 再        |
| えさきあつこ<br>江崎敦子   | その他教育委員会が認めた者<br>(元尾西市教育委員)         | 再        |
| たんげたえみ<br>丹下多榮美  | その他教育委員会が認めた者<br>(元木曾川町教育委員)        | 再        |
| かとうとおる<br>加藤 徹   | 教育関係者<br>(一宮市小中学校校長会長)              | 新        |
| まきたあつし<br>牧田 篤   | その他教育委員会が認めた者<br>(前一宮市PTA連絡協議会副会長)  | 新        |
| ひらまつえつこ<br>平松悦子  | その他教育委員会が認めた者<br>(小信中島連区児童育成連絡協議会長) | 新        |
| あおきとしのり<br>青木俊憲  | その他教育委員会が認めた者<br>(元一宮青年会議所理事長)      | 再        |
| せきぐちけいこ<br>関口恵子  | 教育関係者<br>(一宮市主席スクールカウンセラー)          | 再        |
| かんだかずひこ<br>神田和彦  | 教育関係者<br>(スクールソーシャルワーカー)            | 再        |
| いとうあおい<br>伊藤 葵   | その他教育委員会が認めた者<br>(元一宮市新成人代表)        | 再        |
| さいだひろむ<br>齋田宇夢   | その他教育委員会が認めた者<br>(前一宮市新成人代表)        | 新        |
| くまざわひろし<br>熊沢裕司  | 一宮市企画部長                             | 再        |
| くりやまきんや<br>栗山欣也  | 一宮市こども部長                            | 新        |

2. 委嘱期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日



## 一宮市学校教育推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 これからの一宮市の学校教育のあり方を考えるため、一宮市学校教育推進会議(以下「推進会議」という)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学校の教育課程・教育活動等に関する事
- (2) 教職員の研修に関する事
- (3) その他、学校教育の推進に関する事

### (委員)

第3条 推進会議は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する委員で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 関係行政担当者
- (4) その他、教育委員会が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後継者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、推進会議の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 推進会議は、教育委員会が招集する。

- 2 推進会議の会議は、会長が議長となる。

### (庶務)

第7条 推進会議の庶務は、教育委員会教育文化部学校教育課において処理する。

### 付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

第36号議案

一宮市子どもの安全推進委員会委員の委嘱について

一宮市子どもの安全推進委員会委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成28年5月25日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市の子どもの安全教育のあり方について提言を受けるため、一宮市子どもの安全推進委員会設置要綱第3条の規定により、本案を提出します。

1 平成28年度 一宮市子どもの安全推進委員会委員 委嘱候補者

| 氏名                  | 備考                                   | 新任<br>再任 |
|---------------------|--------------------------------------|----------|
| 三宅 能成<br>みやけ よし しのぶ | 医療関係者<br>(一宮市民病院小児科部長)               | 再        |
| 野村 直孝<br>のむら なお たか  | 医療関係者<br>(一宮市学校保健会会長)                | 再        |
| 後藤 典<br>ごとう ただ      | 医療関係者<br>(一宮市学校保健会学校医部会長)            | 再        |
| 山口 詠司<br>やまぐち えいじ   | 関係行政担当者<br>(一宮保健所次長)                 | 新        |
| 関口 恵子<br>せきぐち けいこ   | 医療関係者<br>(一宮市スクールカウンセラー)             | 再        |
| 白川 亮<br>しろがわ あきら    | 関係行政担当者<br>(一宮消防署救急救命士)              | 新        |
| 戸松 比稔<br>とまつ ひのぶ    | その他教育委員会が認めた者<br>(一宮市小中学校PTA連絡協議会会長) | 新        |
| 岩永 佳織<br>いわた なか     | その他教育委員会が認めた者<br>(一宮市保育園保護者代表)       | 新        |
| 服部 かず代<br>はくべ かずよ   | その他教育委員会が認めた者<br>(愛知県私立幼稚園連盟一宮支部長)   | 新        |
| 加藤 徹<br>かとう てる      | 学校・保育園関係者<br>(一宮市小中学校長会長)            | 新        |
| 井出 美佐子<br>いで みさこ    | 学校・保育園関係者<br>(一宮市保育園長代表)             | 新        |
| 渡邊 彦尚<br>わたなべ ひこ    | 学校・保育園関係者<br>(一宮市小中学校安全教育担当校長)       | 新        |
| 山田 美代子<br>やまだ みよ    | 学校・保育園関係者<br>(一宮市小中学校教諭代表)           | 再        |
| 大竹 恵美<br>おおたけ えみ    | 学校・保育園関係者<br>(一宮市小中学校養護教諭代表)         | 新        |

2 委嘱期間

平成28年4月1日～平成29年3月31日

## 一宮市子どもの安全推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 安全・安心のまちづくりの一環として、これからの子どもの安全教育のあり方を考えるため、一宮市子どもの安全推進委員会（以下「推進委員会」という）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について提言する。

- (1) 子どもの安全教育に関する事
- (2) 重大事故防止に関する事
- (3) 子どもの事故検討委員会（仮称）を招集すること
- (4) その他、委員長が必要と定めた事項に関する事

### (委員)

第3条 推進委員会は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する委員で組織する。

- (1) 医療関係者
- (2) 学校・保育園関係者
- (3) 関係行政担当者
- (4) その他、教育委員会が認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

### (委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、推進委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 推進委員会は、教育委員会が招集する。

2 推進委員会の会議は、委員長が議長となる。

3 委員がやむを得ない理由により会議に出席することができない場合は、委員長の承認により、代理者の出席をもって充てることができる。

### (庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、教育委員会教育文化部学校教育課において処理する。

### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

一宮市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

一宮市社会教育委員の解嘱及び委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成28年5月25日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市小中学校PTA連絡協議会母親代表会役員就任のため、社会教育法第15条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市社会教育委員 解嘱該当者

(解嘱日：平成28年5月31日)

| 氏名                | 備考                                |
|-------------------|-----------------------------------|
| いけだ れいこ<br>池田 れい子 | 一宮市小中学校 PTA 連絡協議<br>会母親代表会役員退任のため |

2. 一宮市社会教育委員 委嘱候補者

| 氏名                 | 備考                                   | 新任<br>再任 |
|--------------------|--------------------------------------|----------|
| よこまく なつこ<br>横幕 奈津子 | 一宮市小中学校 PTA<br>連絡協議会母親代表<br>会役員就任のため | 新        |

3. 委嘱期間

平成28年6月1日から平成30年3月31日

\*一宮市社会教育委員の定数等に関する条例第4条の規定に基づく前任者の残任期間

○社会教育法

(昭和二十四年六月十日 法律第二百七号)

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

○一宮市社会教育委員の定数等に関する条例

(昭和 25 年 1 月 27 日 条例第 3 号)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条の規定に基づき、本市に一宮市社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

第 2 条 委員の定数は、15 名以内とする。

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、重任を妨げない。

第 4 条 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 条 一宮市教育委員会は、特別の事情がある場合には、委員の任期中でも解嘱することができる。

第 6 条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、別に一宮市教育委員会が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 31 年 1 月 4 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日より施行する。

付 則(平成 14 年 6 月 26 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

第38号議案

一宮市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱について

一宮市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成28年5月25日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市教育委員会指定管理者選定委員会委員を委嘱するため、一宮市教育委員会指定管理者選定委員会設置要綱第3条の規定により本案を提出します。



1. 一宮市教育委員会指定管理者選定委員会委員 委嘱候補者  
(一宮スポーツ文化センター及び一宮市スケート場)

| 氏 名                   | 備 考             | 新任<br>再任 |
|-----------------------|-----------------|----------|
| なか の かず お<br>中 野 和 雄  | 一宮市教育長          | 再        |
| わき だ かね やす<br>脇 田 兼 康 | 一宮市図書館長         | 再        |
| い とう てつ<br>伊 藤 哲      | 公認会計士           | 再        |
| うつき やすし<br>宇都木 寧      | 弁護士             | 再        |
| こん どう く み<br>近 藤 久 美  | 修文大学<br>短期大学部教授 | 再        |

2. 委嘱期間

平成28年5月25日～指定管理者の指定を行うまで

## 一宮市教育委員会指定管理者選定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 一宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する公の施設の指定管理者制度に係る候補者（以下「候補者」という。）の選定及び適正な管理運営の履行の確保に関し必要な事項を審査するため、一宮市教育委員会指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、公の施設について、指定管理者制度を適用させようとする場合、候補者を選定するため必要な事項を審査するものとする。

2 委員会は、指定管理者制度に係る協定の履行上の疑義及び履行不能等の処理について審査を行うものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が選任する委員5名をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 教育文化部長
- (4) 次長相当職の市の職員
- (5) 公認会計士
- (6) 学識経験者

2 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、公の施設のうち、指定管理者制度を導入する施設の指定を行うまでの期間とする。ただし、教育委員会は、委員の同意を得て、これを延長し、又は短縮することができる。

2 委員が辞任し、又は欠けたときは、速やかにこれを補充するものとする。この場合における任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

4 委員会は、公開しないものとする。

### (委員の責務)

第6条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、直接又は間接を問わず、申請団体による申請に関与してはならな

い。また、委員が当該申請に関与したことが判明したときは、委員会は、委員が関与した団体を選考対象外とする。

3 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、教育委員会及び委員会が公表した情報については、この限りでない。

(選定基準)

第7条 委員会は、候補者を選定する場合には、次に掲げる選定基準について特に意を用い、かつ、総合的に判断しなければならない。

- (1) 施設設置の目的が達成できること。
- (2) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること。
- (3) 事業計画書の内容が、当該事業計画に係る公の施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られること。
- (4) 事業計画書に沿って当該施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有すること。
- (5) 市民の声が反映される管理が行われること。
- (6) 安全管理の状況
- (7) 労働福祉の状況

(選定結果の公表等)

第8条 委員会における選定の経過及び結果は、教育委員会が指定管理者を選定した後、公表する。ただし、委員会は、選定の過程及び結果について、公表することが必要であると判断したときは、公表する事項、時期などを決定し、公表することができる。

2 委員会は、候補者の選定過程に係る公正性及び透明性を確保するため、委員会の議事録を整備するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育文化部教育指定管理課が処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年10月3日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年5月11日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年6月19日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年5月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

一宮市教育委員会図書館運営業務委託評価委員会委員の解嘱及び  
委嘱について

一宮市教育委員会図書館運営業務委託評価委員会委員の解嘱及び委嘱  
について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成 2 8 年 5 月 2 5 日

一宮市教育委員会  
教育長 中 野 和 雄

提案理由

一宮市教育委員会図書館運営業務委託評価委員会委員 1 名辞職のため、  
一宮市教育委員会図書館運営業務委託評価委員会設置要綱第 4 条第 2 項  
の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市教育委員会図書館運営業務委託評価委員会委員 解嘱該当者

(解嘱日 平成28年4月13日)

| 委員氏名             | 備考  |
|------------------|---|
| すがの いくこ<br>菅野 育子 | 愛知淑徳大学教授<br>平成28年4月13日付での辞任<br>届けが提出されたため |

2. 一宮市教育委員会図書館運営業務委託評価委員会委員 委嘱候補者

| 委員氏名                  | 備考       | 新任<br>再任 |
|-----------------------|----------|----------|
| かわむら しゅんたろう<br>河村 俊太郎 | 愛知淑徳大学講師 | 新        |

3. 委嘱期間

平成28年5月26日から平成28年9月26日まで

一宮市教育委員会図書館運営業務委託評価委員会設置要綱第4条第2項の規定に基づく  
前任者の残任期間

## 一宮市教育委員会図書館運営業務委託評価委員会設置要綱

### (設置)

第1条 一宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する図書館について、図書館運営業務に係る委託の導入に伴い、委託期間中における図書館運営業務委託の受託者（以下「受託者」という。）の事業状況を評価するため、図書館運営業務委託評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、受託者があらかじめ作成する業務計画書等の記載内容と受託者が実際に提供した業務内容について比較検討を行うため、次に掲げる事項について審査し、評価するものとする。

- (1) 図書館運営業務の実施状況
- (2) 図書館の利用状況
- (3) 利用者意見の調査結果
- (4) 運営業務実績の自己評価
- (5) 図書館の实地調査結果
- (6) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めた事項

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する委員7名をもって組織する。

- (1) 教育長
- (2) 教育文化部長
- (3) 弁護士
- (4) 公認会計士
- (5) 学識経験者
- (6) 施設利用者代表

2 委員会に会長及び副会長を置き、会長には教育長、副会長には教育文化部長をもって充てる。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年間とする。ただし、教育委員会は、委員の同意を得て、これを延長することができる。

2 委員が辞任し、又は欠けたときは、速やかにこれを補充するものとする。この場合における任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

4 会議は、公開しないものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育文化部図書館事務局が処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成25年9月27日から施行する。

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

平成28年5月25日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄



## 一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が  
相当と認められる事業
  - ア 市内の教育関係団体
  - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
  - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が相当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(総務課)

| 受付<br>番号 | 申請者   | 事業名                             | 内容  | 実施日                    | 開催場所                     | 参加料 | 許可<br>基準   |
|----------|---|---------------------------------|---|------------------------|--------------------------|-----|------------|
| 1        | 特定非営利活動法人<br>元気健康活動協会<br>理事長<br>かとう ゆか<br>加藤 由香   | 第8回元気健康<br>フェスタ<br>ピンクリボン<br>一宮 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・元気パフォーマンス<br/>                             スコンテスト</li> <li>・講演会</li> <li>・健康関係の体験・<br/>                             物販ブース設置</li> <li>・フリーマーケット</li> </ul> | 11月3日(祝・<br>木)         | 一宮市民<br>会館               | 無 料 | (4)<br>(6) |
| 2        | 愛知サマーセミ<br>ナー実行委員会<br>実行委員長<br>てらうち よしかず<br>寺内 義和 | 第28回<br>愛知サマーセミナー               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・講演会<br/>                             天野 浩氏 (名大<br/>                             教授) 他</li> <li>・公開講座</li> <li>・弁論大会 他</li> </ul>                          | 7月16日(土)<br>～ 18日(祝・月) | 東海学園大<br>学・高等学校<br>および周辺 | 無 料 | (6)        |

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

| 受付番号 | 申請者   | 事業名                                  | 内容  | 実施日  | 開催場所   | 参加料  | 許可基準 |
|------|---|--------------------------------------|---|--|--|--|------|
| 10   | 志水塾一宮<br>代表者<br><br>さかい 酒井 なおき 直樹           | 授業力アップセミナー<br>in 一宮 2016             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・算数・数学の授業力アップを図る。</li> <li>・愛知教育大学名誉教授 志水 廣 氏の講演</li> <li>・授業作り実習</li> <li>・復習法の対抗アップ</li> </ul> 教員40名   | 8月21日(日)<br>午前9時15分～<br>午後4時30分  | アイプラザ一宮  | 有料<br>3500円                                    | (6)  |
| 11   | 福井市自然体験交流<br>推進協議会<br>会長<br>まえかわ かつみ 前川 勝己  | 16子ども自然体験活動<br>(16 ふくいまんまる夏<br>キャンプ) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然体験や文化体験を通じて子ども達の生きる力を育む。</li> <li>・テント泊や野外炊飯などキャンプ生活を体験する。</li> <li>・恐竜博物館で恐竜の生きていた時代の様子に触れるとともに、地球の成り立ち、日本の成り立ちを学び子どもたちの科学する心を育てる。</li> <li>・農家民宿泊を通して地域の方との交流や農家のお仕事などを体験する。</li> </ul> ・参加者<br>小学校1年生～小学校6年生 各組35名 | (まんまるコース)<br>8月6日(土)～9日(火)<br>8月10日(水)～13日(土)<br>(恐竜コース)<br>7月16日(土)～18日(祝・月)<br>9月17日(土)～19日(祝・月) | (まんまるコース)<br>・美山リズムの森<br>・福井市美山地区・東郷地区<br>(恐竜コース)<br>・かつやま恐竜の森<br>・福井県立恐竜博物館<br>・美山リズムの森 | (まんまるコース)<br>28,000円<br><br>(恐竜コース)<br>19,000円 | (6)  |
| 12   | 一宮ジュニアバンド オケストラ<br>代表者<br><br>かけひ 寛 あきひろ 彰洋 | 一宮ジュニアバンド オケストラ<br>定期練習会             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・吹奏楽の練習</li> <li>・市内小中学生(小学5年生～中学3年生)</li> <li>・参加者数(見込み)40名</li> </ul>  | 平成28年6月5日(日)～平成29年3月19日(日)までの第1・2・3日曜日に年間30回実施<br>午前9時～正午  | 一宮市木曾川庁舎<br>3階研修室<br>他   | 有料<br>年会費として一人5000円                            | (6)  |

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

| 受付番号 | 申請者  | 事業名                             | 内容  | 実施日   | 開催場所                      | 参加料    | 許可基準       |
|------|--|---------------------------------|---|---|---------------------------|--------|------------|
| 13   | いちい信用金庫<br>理事長<br>あわの ひでき<br>栗野 秀樹                   | 第18回いちい金融スクール「夏休み親子で学ぶ金融教室」     | ・地域の小学生と保護者を対象にした金融教室<br>「見て学ぼう」<br>「触れて学ぼう」<br>「クイズ」<br>「おこづかい帳をつけてみよう」<br>「リニア・鉄道館」見学<br>一宮市内小学生と保護者<br>20組40名            | 7月27日(水)<br>午前9時30分～<br>午後4時30分                   | いちい信用金庫本店<br>4階会議室及び本店営業部 | 無料     | (6)        |
| 14   | 一宮児童文化協会<br>会長<br>ひらまつ てつお<br>平松 哲夫                  | 第66回<br>児童文化の研修会                | ・パネルシアターの楽しみ方<br>・音楽研修<br>・ふれあいコンサート<br>・参加者<br>保育士、幼稚園・小学校・中学校教諭110名   | 7月26日(火)<br>午後1時30分～<br>午後4時15分                   | 一宮市民会館<br>1階大会議室          | 1,000円 | (6)        |
| 15   | 愛知県食品衛生協会<br>一宮支部<br>支部長<br>のりたけ しんや<br>則竹 伸也        | 「食中毒予防啓発標語・うちわの図案」募集<br>・優秀作品表彰 | ・食中毒予防の啓発事業を通して、地域の食育の一端を担う。<br>・参加者<br>市内19中学校の生徒<br>1000名   | 募集<br>7月20日(水)～<br>8月31日(水)<br><br>優秀作品表彰<br>10月頃 | 各中学校                      | 無料     | (3)<br>(6) |
| 16   | 尾張教育研究会<br>生活科部会<br>一宮大会実行委員長<br>ひらばやし たかのり<br>平林 孝規 | 第23回<br>愛知県生活科教育研究大会<br>一宮大会    | ・自らの生活を切り拓く子どもの育成のため、対話を大切にして「ひとものこと」と関わりながら、気付きの質を高め、思考を深める手立てについて研究する。<br>・事業を通して県下の教師の力量を高める。<br>・参加者<br>愛知県内教職員<br>300名 | 10月21日(金)<br>午後1時10分～<br>午後4時15分                  | i-ビル<br>(尾張一宮駅前ビル)        | 無料     | (2)        |

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

| 受付番号 | 申請者   | 事業名                                      | 内容                                      | 実施日  | 開催場所         | 参加料 | 許可基準       |
|------|---|--|---|--|--------------|-----|------------|
| 9    | 社会福祉法人一宮市<br>社会福祉協議会<br>会長<br>かわむら まさお<br>河村 正夫<br>主催(共催)<br>第28回みんなと一緒に<br>“福祉とボランティア活動展”実行委員会<br>及び<br>社会福祉法人一宮市<br>社会福祉協議会 | 第28回みんなと一緒に<br>“福祉とボランティア活動展”            | 市内の各福祉団体等による活動状況の紹介およびボランティア活動への参加の呼びかけ | 10月15日(土)<br>～<br>10月16日(日)                    | 一宮スポーツ文化センター | 無料  | (3)<br>(6) |
| 10   | 市民がつくるオープニング記念公演実行委員会<br>代表<br>はせがわ かずたか<br>長谷川 一貴  | 木曾川文化会館尾西信金ホール開館記念事業<br>市民がつくるオープニング記念公演 | 「歌とお芝居でつづる一豊ものがたり」の公演                   | 10月8日(土)                                       | 木曾川文化会館      | 無料  | (7)        |
| 11   | 現代硬筆研究会<br>会長<br>ちかかわ こうそう<br>勝川 香艸   | 第30回現代硬筆公募展                              | 硬筆書写作品の展示会                              | 7月20日(水)<br>～<br>7月24日(日)                      | 名古屋市博物館      | 無料  | (7)        |
| 12   | 社会福祉法人一宮市<br>社会福祉協議会<br>会長<br>かわむら まさお<br>河村 正夫   | 第2回ふれあいフォトコンクール                          | 「ふれあい・つながり・支えあい」をテーマにした写真のコンクール         | 応募期間<br>6月1日(水)<br>～<br>7月29日(金)<br>審査発表<br>9月 | —            | 無料  | (3)<br>(6) |
| 13   | 第22回尾張南部平和美術展実行委員会<br>実行委員長<br>ますや たかし<br>増谷 隆  | 第22回尾張南部平和美術展                            | 絵画・写真・書・絵手紙・工芸・その他の展示                   | 8月9日(火)<br>～<br>8月14日(日)                       | 稲沢市荻須記念美術館   | 無料  | (6)        |

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

( スポーツ 課)

| 受付<br>番号 | 申請者  | 事業名                                  | 内容  | 実施日                          | 開催場所             | 参加料 | 許可<br>基準   |
|----------|--|--------------------------------------|---|------------------------------|------------------|-----|------------|
| 9        | 一宮市<br>一宮市長<br><small>なかのまさやす<br/>中野正康</small>     | 第32回市民健康<br>まつり                      | 市民のみなさんが<br>「自分の健康は自分<br>で守り、健康づくり<br>に取り組む」という<br>自覚と認識のもと<br>に、健康で明るい生<br>活ができるよう積極<br>的に健康づくりの推<br>進を図る。 | 9月4日(日)                      | 一宮スポーツ<br>文化センター | 無料  | (1)<br>(6) |
| 10       | 一宮サッカー連盟<br>理事長<br><small>たんげかねまさ<br/>丹下金政</small> | 第38回一宮・中日少<br>年サッカースクール<br>学年別秋季大会   | サッカーを通してス<br>クール生の親睦と心<br>身及び技術の向上を<br>図る。<br>学年別トーナメント<br>方式。  | 9月10日(土)<br>～9月22日(祝・<br>木)  | 一宮市光明寺<br>公園球技場  | 無料  | (3)<br>(6) |
| 11       |  | 第15回一宮・中日少<br>年サッカースクール<br>選手権大会     | 一宮・中日サッカー<br>スクール生を対象と<br>して各スクール単位<br>の6年生を中心とし<br>たチームによる大<br>会。<br>トーナメント方式。                             | 12月10日(土)<br>～11日(日)         |                  |     |            |
| 12       |  | 第38回一宮・中日少<br>年サッカースクール<br>学年別冬季大会   | サッカーを通してス<br>クール生の親睦と心<br>身及び技術の向上を<br>図る。<br>学年別トーナメント<br>方式。  | 平成29年<br>1月14日(土)<br>～29日(日) |                  |     |            |
| 13       |  | 第15回一宮・中日少<br>年サッカースクール<br>チャンピオンCUP | 一宮・中日サッカー<br>スクール各学年別大<br>会の優勝・準優勝チ<br>ームによるリーグ<br>戦。   | 平成29年<br>2月18日(土)<br>～19日(日) |                  |     |            |

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

( スポーツ 課 )

| 受付<br>番号 | 申請者   | 事業名                                      | 内容   | 実施日                  | 開催場所                                       | 参加料             | 許可<br>基準   |
|----------|---|--|--|----------------------|--|-----------------|------------|
| 14       | 第 62 回全日本教員<br>ソフトボール選手権<br>大会実行委員会<br>会長 <small>いわむらしんじ</small> 岩村進次<br>主催(公財)日本<br>ソフトボール協会 | 第 62 回全日本教員<br>ソフトボール選手権<br>大会           | 公益財団法人日本ソ<br>フトボール協会に加<br>盟登録した教員チー<br>ムから、各ブロック<br>を勝ち抜いた 32 チ<br>ームによるトーナメ<br>ント戦。 | 7月29日(金)～<br>8月1日(月) | 一宮市大野極<br>楽寺公園野球<br>場・江南市蘇南<br>公園グラウン<br>ド | 1チーム<br>50,000円 | (4)        |
| 15       | 一宮サッカー連盟<br>理事長<br><small>たんげかねまさ</small><br>丹下金政   | 一宮サッカー連盟<br>理事長杯第9回<br>少年サッカーフェス<br>ティバル | 少年サッカーの普<br>及・育成を通じ「次<br>代を担う健全な体と<br>心を持った青少年の<br>育成」を図る。                           | 6月18日(土)～<br>19日(日)  | 一宮市光明寺<br>公園球技場                            | 無料              | (3)<br>(6) |